

「公益信託の認可に関する審査基準について」の一部改正（案）の概要

1 改正概要

内閣府から、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）において、公益信託認可、公益信託の変更等の認可及び旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行認可に加えて、公益信託の併合等の認可に当たっても、「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）」（令和 7 年 12 月内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室策定。当該ガイドラインにおいて参照する「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成 20 年 4 月内閣府公益認定等委員会策定）を含む。）が審査基準であることが明確化された。また、公益認定等ガイドラインについて、全体的な改訂がされた。

このことを踏まえ、内閣府と同様に改訂された公益認定等ガイドラインを県の審査基準とするとともに、公益信託認可、公益信託の変更等の認可及び旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行認可に加えて、公益信託の併合等の認可に当たっても、公益信託認可等ガイドラインを県における審査基準とする。

2 施行予定日

令和 9 年 1 月頃（予定）